

しみずソーシャルメディアガイドライン

I 目的

スマートフォン等ソーシャルメディアの急速な普及に伴い、高い利便性が得られる一方で、長時間の利用による生活習慣の乱れや、いじめやプライバシーの侵害など子どもたちにとって好ましくない事例も見られるようになりました。

そこで、児童生徒がスマートフォン等ソーシャルメディアを適切に利用して、より豊かな生活と健全な成長につながるようガイドラインを定めました。

II 実施事項

1 児童生徒

- ①学校がある日のスマートフォン等は、遅くとも小学生は、午後9時以降、中学生は、午後10時以降は、特に必要のない限り利用しない。(LINE等のやりとりをしない)

終了時刻になったら、スマートフォン等は部屋に持ち込まない。

休みの日については、長時間利用することのないよう一日の利用時間を決める。

- ②学校への持ち込みについては、学校のきまりに従う。

- ・小中生は、原則持ち込みを禁止。
- ・高校生は、授業中は電源を切る。

- ③安全に利用するためにフィルタリングを設定する。

- ④公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守る。

- ・マナーモード指示を守る。
- ・「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」はしない。

- ⑤自分はもちろん、友人・知人の個人情報に関する書き込みをしない。

- ⑥他人の悪口などの投稿をしない。

- ⑦トラブルに巻き込まれたり、巻き込まれそうになったりしたときは、必ず親や先生に相談する。

このガイドラインは、一人だけが守ってもみんなの安全は保てません。また、たった一人の「故意」や「うっかり」が、みんなの危険を招くこともあります。清水町のみんながこの内容に書かれていることをしっかり守り、適切な利用に心がけましょう。

2 家庭

- ①フィルタリングを設定する。

- ・スマートフォン購入時に必ずフィルタリングを設定し、解除させない。

- ②家庭におけるスマートフォン等の利用に関するルールを定める。

- ・子どもとよく話し合い、守れるルールをつくる。
- ・学校がある日のスマートフォン等は、遅くとも小学生は、午後9時以降、中学生は、午後10時以降は、特に必要のない限り利用しない。(LINE等のやりとりをしない)

ただし、各家庭で終了時刻をこれより早くすることはいいにかまわない。

- ・終了時刻になったら、スマートフォンなどは部屋に持ち込まない。
- ・休みの日については、長時間利用することのないよう一日の利用時間を決める。

③子どもの利用状況を把握する。

- ・利用時間や閲覧サイト、利用アプリなどを把握する。

④学校には持たせない。特別な場合は学校と相談する。(小中学校)

保護者の方には、「ソーシャルメディアガイドライン」をもとに、フィルタリングの徹底や子どもと話し合いをもち、家庭でのルールづくりをすることを推奨します。

3 学校

①児童・生徒を対象にした啓発活動を実施する。

- ・スマートフォンやSNSなどについて適切な利用についての研修会などを開催する。

②児童・生徒による主体的な取組を推奨する。

- ・児童会や生徒会で話し合うなど、自分のこととして捉えられるようにする。

③保護者への啓発活動を推進する。

- ・PTAと連携し、保護者対象の研修会などを開催する。
- ・学校だよりなどに啓発記事を掲載する。

Ⅲ 留意点

1 ネット社会を安全に生きていくためには、そのための知識やスキルが大切であり、利用のルールのみを定めるのではなく、ソーシャルメディアの利用に関する学習をすることが重要です。

2 家庭での利用のルールについて、子どもと話し合い、決めたルールを守ることが重要です。

3 スマートフォンだけでなく、ゲーム機や音楽プレーヤーなどネット接続可能な電子機器も含めてルールづくりをすることが重要です。

4 大人が、メディアが子どもたちの発達にどんな影響を及ぼすか関心をもち、それを継続的に大人が伝えることが重要です。

5 トラブルがあった場合に大人に話せる関係づくりをするとともに、子どもたちが主体的にトラブルにあわないようにしようとする取組を作ることが重要です。

*参考・引用～安心ネットづくり促進協議会より

しみず「教育の四季」推進協議会